

令和7年度税制改正に対応

# 所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務

・令和7年度(2025年度)の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません)。以下に、改正内容と実務上の対応について解説いたします。

主な講座内容

1.改正の概要

- ・基礎控除の見直し
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等の所得要件の改正

2.令和7年分の年末調整における留意事項

- ・扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
- ・特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- ・基礎控除申告書の受理と内容の確認
- ・配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- ・年末調整の計算をする上での留意事項

3.令和8年分以後の

給与の源泉徴収事務における留意事項

- ・扶養控除等申告書の記載事項の変更
- ・扶養親族等の数の算定方法の変更
- ・源泉徴収税額表の改正

4.今後増加する法定福利費について

11月21日(金)

13:30~16:00

<講師プロフィール>

ほし ただし  
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問  
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

◆会場 庄内産業振興センター 第1研修室  
(鶴岡市末広町 3-1 マリカ東館 3F)

◆受講料 無料 (会員・非会員問わず)

◆定員 40名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者

<主催> 鶴岡商工会議所  
<共催> (公社)鶴岡法人会

<お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXまたは右記QRコード(Google フォーム)にてお申し込みください。



11/21(金)開催 『所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務』 受講申込書

鶴岡商工会議所 行 ⇒ FAX:0235-24-6171

(申込日:令和7年 月 日)

事業所名		T E L	
所在地		M a i l	@
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。